

広島県告示第百五十六号

河川区域の変更によって、次のとおり廃川敷地等が生じた。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 河川の名称

一級河川江の川水系指定区間岩屋寺谷川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十五年二月二十八日

三 廃川敷地等の位置

1 三次市島敷町一五四八番六

2 三次市島敷町一五四八番七

四 廃川敷地等の種類及び数量

1 種類

土地

2 数量

(一) 〇・六六平方メートル

(二) 二・二〇平方メートル